

受託単価規定

一般社団法人 RCF

1. 目的

この規定は、一般社団法人RCFが外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

標準業務受託単価を職務区分に応じ、基準日額および基準時間単価をもって定める。

単位:円(税抜)

種別	基準日額	基準時間単価
統括責任者	80,000	10,000
事業責任者	57,500	7,187
チームリーダー	46,000	5,750
担当者	37,500	4,687

3. 附則

平成29年1月1日:制定

平成30年1月1日:改定

以上